



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長 阿 部 修 平  
( JASDAQ コード番号 : 8739 )  
問い合わせ先 執行役員 総務経理部長 小 須 田 建 三  
電 話 番 号 0 3 - 5 4 3 5 - 8 2 0 0

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 17 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の公告方法をインターネットのホームページに掲載することによりまして、株主の皆様様の利便性の向上と公告掲載にかかる費用の削減を図るために電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告ができない場合についての措置を定めるものであります。(定款第 4 条)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款に定めることで可能となる事項に関しまして次のとおり新設するものであります。  
定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  
株主総会の招集に関しまして、株主の皆様様の利便性を高めるためにインターネットを利用した株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。  
定款第 21 条 (取締役会の決議の省略)  
取締役会をより機動的、効率的に運営するために会社法第 370 条に定めるいわゆる書面決議を可能とするものであります。  
定款第 31 条 (監査役の実任免除)  
社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となりましたので、より幅広く人材を迎えられよう新設するものであります。
- (3) 会社法の施行にあわせまして、株券を発行する旨や各機関の設置などを明記するものであります。  
定款第 7 条 (株券の発行)  
定款第 16 条 (取締役会の設置)  
定款第 25 条 (監査役及び監査役会の設置)  
定款第 6 章 第 32 条 (会計監査人の設置) 第 33 条 (選任及び任期)
- (4) 会社法の施行にあわせまして、用語等につきまして所要の変更を行うものであります。  
第 5 条 (発行可能株式総数) 第 6 条 (自己株式の取得) 第 8 条 (株主名簿管理人) 第 9 条 (株式取扱規程) 第 10 条 (基準日) 第 11 条 (招集) 第 12 条 (招集権者及び議長) 第 14 条 (決議の方法) 第 15 条 (議決権の代理行使) 第 18 条 (選任) 第 19 条 (任期) 第 23 条 (代表取締役) 第 24 条 (取締役の実任免除) 第 27 条 (選任) 現行定款第 23 条 (補欠監査役の実任) 第 28 条 (任期) 第 29 条 (常勤監査役) 第 34 条 (事業年度) 第 35 条 (剰余金の配当の基準日) 現行定款第 30 条 (中間配当) 第 36 条 (配当金の除斥期間等) 附則第 1 条

(5)平成 18 年 10 月 1 日の持株会社化に伴いまして、第 1 条(商号) 第 2 条(目的)を変更するものであります。本変更につきましては、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 17 回定時株主総会での持株会社移行に関する議案のご承認及び所要の官公庁等の許認可等が得られることを条件といたしまして、平成 18 年 10 月 1 日に効力を生じるものであります。(附則第 2 条)

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線が変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第 1 条 当社は、スパークス・ <u>アセット・マネジメント</u> 投信株式会社と称し、英文では、SPARX <u>Asset Management Co., Ltd.</u> と表示する。	(商 号) 第 1 条 当社は、スパークス・ <u>グループ</u> 株式会社と称し、英文では、SPARX <u>Group Co., Ltd.</u> と表示する。
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  1. <u>証券投資信託の委託会社としての業務</u> 2. 内外の有価証券等に関する投資顧問業務 3. 証券取引法に規定する証券業 4. その他前各号に付帯する一切の業務 (新 設)	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配することを目的とする。 1. 投資信託の委託会社としての業務 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) <u>当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。</u>
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。	(現行どおり)
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>  (新 設)	(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、6,440,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、6,440,000 株とする。
(取締役会決議による自己株式の取得) 第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。	(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。
(新 設)	(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式にかかる株券を発行する。</u>
(名義書換代理人) 第 7 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び端株原簿ならびに株券喪失登録簿の記載又は記録、その他株式に関する事務は、 <u>名義書換代理人</u> に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。  株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、 <u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人</u> に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。
(株式取扱規程) 第 8 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、株券喪失登録手続、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会 <u>の定める株式取扱規程</u> による。	(株式取扱規程) 第 9 条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、 <u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定め</u>

	る株式取扱規程による。
(基準日) 第9条 当社は、 <u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u> <u>前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>	(基準日) 第10条 当社は、 <u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</u> <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第10条 定時株主総会は、 <u>毎営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u> 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、又は東京都区内において招集することができる。	(招集) 第11条 定時株主総会は、 <u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</u> (現行どおり)
(招集者及び議長) 第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u>	(招集権者及び議長) 第12条 (現行どおり)
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、 <u>出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 商法第343条に定める特別決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>	(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、 <u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 会社法第309条第2項に定める決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>
(議決権の代理行使) 第13条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、 <u>当会社の議決権を有する株主に限る。</u> 株主又は代理人は、 <u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u>	(議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、 <u>当会社の議決権を有する株主1名に限る。</u> (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(新設)	(取締役会の設置) 第16条 <u>当社は取締役会を置く。</u>
(員数) 第14条 当会社の取締役は10名以内とする。	(員数) 第17条 (現行どおり)
(選任) 第15条 (新設) 取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(選任) 第18条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつ</u>

<p>— 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>て行う。 (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第 16 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役会) 第 17 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会) 第 20 条  (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 21 条 <u>当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合、当該提案について取締役の全員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が、当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<p>(役付取締役) 第 18 条 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(役付取締役) 第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役) 第 19 条 取締役社長は、当会社を代表する。 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役) 第 23 条 取締役社長は、当会社を代表する。 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 20 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>商法第 266 条第 19 項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 24 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会  (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第 25 条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>
<p>(員数) 第 21 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。</p>	<p>(員数) 第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(選任) 第 22 条 (新 設)  監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(選任) 第 27 条 <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(補欠監査役の選任) 第 23 条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠</p>	<p>(削 除)</p>

<p>いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p><u>補欠監査役の選任決議は、株主総会の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の同意をもってこれを行う。</u></p> <p><u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p>	
<p>(任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、<u>後任として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>— (削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第25条 監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第26条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、商法第280条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の設置)</p> <p>第32条 当社は会計監査人を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任及び任期)</p> <p>第33条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</p> <p><u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第28条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日に決算を行う。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(利益配当)</p> <p>第29条 利益配当金は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)をすることができる。</p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって毎年9月</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。  <u>当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)  第30条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金の除斥期間)  第31条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から3年を経過しても受領されない時は、当社は、その支払義務を免れる。  (新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間等)  第36条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社は、その支払義務を免れる。  <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附則  (端株の取り扱い)  第1条 当社は、端株につき名義書換代理人を置く。  <u>当社の端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、端株原簿への記載又は記録、端株の買取りその他端株に関する事務は名義書換代理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u>  <u>第35条ないし第36条の規定は、端株について準用する。</u>  <u>本条は、当社の端株が存在しなくなったときをもって削除する。</u></p> <p>(効力の発生)  第2条 第1条及び第2条は平成18年10月1日をもって効力を生じる。  <u>本条については、前項の期日経過後、これを削除する。</u></p>

以上